

No. 4

制 度 名	緊急消防援助隊活動費負担金	主管課名	消防安全課 消防 G		
		問合せ先	029-301-2896		
目的・趣旨	緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用に対し、国が負担金を交付する。				
〔対象団体〕 地方公共団体（市町村が加入する一部事務組合を含む。）					
〔対象事業〕 消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用					
〔補助要件等〕 交付要綱に規定					
〔対象経費〕 (1) 各種手当（時間外手当など） (2) 旅費 (3) 施設の修繕料 (4) 代替施設の購入費 (5) 燃料費 (6) 消耗品費 (7) 賃借料 (8) その他の物件費 ※緊急消防援助隊の訓練に要する経費は対象外。					
〔補助限度額等〕 交付対象経費の全部に相当する額。					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
		10/10	—	—	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 その都度予備費・補正予算で対応（国費）		〔令和 7 年度補助対象団体〕 —			
〔備考〕					